

「いわき市商工業活性化事業補助金」 令和8年度事業の3次募集について

市では、市内商工業の活性化のために商工団体等が行う自主的な活動を支援するため、交付決定日から令和9年3月31日までに実施する事業を対象に、次のとおり3次募集を行いますので、お知らせします。

【補助対象者（実施主体）】

商工会議所、商工会、組合、商店連合会、商店会、その他の商工団体、NPO、まちづくり会社

【補助対象事業、補助率、補助限度額及び補助期間】

詳細は別紙のとおり

【募集期間】

令和8年10月9日（金）～令和8年11月2日（月）〔必着〕

※ 予算額に達した時点で受付を終了します。

【提出方法及び提出先】

オンライン（ロゴフォーム）、電子メール又は郵送により、産業振興部産業チャレンジ課に提出願います。

・ロゴフォーム <https://logoform.jp/form/NczP/1409868>

・電子メール sangyochallenge@city.iwaki.lg.jp

※ 申請書等の必要書類については、市ホームページ（「活性化 補助金」で検索）からダウンロードすることができます。

【認定委員会】

申請のあった事業については、いわき市商工業活性化事業認定委員会において、補助対象事業としての認定の適否を審議します。

いわき市商工業活性化事業補助金 事業内容一覧

補助対象事業		補助率 及び 補助限度額	補助 期間
区分	事業の内容		
商店街等の活性化に資するためのイベント事業	商店街等の装飾、地域特性を生かした催事及び伝統芸能行事と併せ行う催事その他の商店街の活性化に資する事業で、市長が適当と認めるもの	補助対象経費の1/2以内 (限度額 100万円)	3年以内
商工業の近代化又は活性化に資するための調査、研究及び計画の策定事業	(1) 共同施設の設置、環境整備、集団化等のために必要な調査、研究及び計画策定事業 (2) 技術の開発、活路開拓等のための調査、研究及び計画策定事業 (3) その他商工業の活性化のために必要と認められる調査、研究及び計画策定事業	補助対象経費の1/2以内 (限度額 100万円)	2年以内
技術の向上又は経営の改善を目的とした人材の育成事業	中小企業者又はその従業員を中小企業大学校等の公的機関等に派遣するもの	補助対象経費の1/2以内 (限度額 50万円)	2年以内
	異業種間の交流を行う事業		
その他商工業の活性化のために必要と認められる事業	商店街等のシンボルマーク、紹介マップ等の作成及び普及その他のイメージアップに資する事業で市長が適当と認めるもの	補助対象経費の1/2以内 (限度額 100万円)	2年以内
	デジタル技術を活用し、商店街等において利便性向上や集客、新たな販売企画の創出等に取り組む事業で、市長が適当と認めるもの	補助対象経費の2/3以内 (限度額100万円)	3年以内
	その他商工業の活性化のために必要と認められる事業	補助対象経費の1/2以内 (限度額 100万円)	必要と認められる期間